

### 第3 事故情報の公開について<sup>25</sup>

#### 1 行政機関における情報の公開の流れ

行政機関における情報の公開については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく公開、任意の情報提供、あるいは、統計データの作成のための公開といった仕組みがある。

さらに、民間部門に表現の自由（報道の自由）を保障する、あるいは、政府が企業に情報の開示や表示を義務付けるといったことも消費者の知る権利、あるいは自由な情報流通を確保するための一つの施策ということになると考えられる。

行政機関の保有するデータのオープンデータ化を進めるべきだという取組が政府全体で進んでおり、そこでは、効果的、効率的な行政を進める、あるいは官の保有するデータを公開することによって、それを基にした新規ビジネスが創出されるとともに、公開されたデータを基にして、市民が様々な形で行政に参加する、協働するということが期待されている。

#### （1）個人情報保護法制<sup>26</sup>の改正

オープンデータ化そのものではないが、個人情報保護法制が改正され、民間部門では匿名加工情報<sup>27</sup>、公的部門については非識別加工情報<sup>28</sup>制度が導入され、保有する情報を加工して、ビッグデータとして利活用することを目指す取組が見られる。

#### （2）官民データ活用推進基本法の成立

行政機関の保有する情報を民間の保有する情報と一緒に使っていくということを掲げた官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）が昨年末成立した。

同法では、第1条（目的）において、インターネット等を通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データ<sup>29</sup>活用の推進に関し基本理念を定めること等により官

<sup>25</sup> 本項は、第28回消費者安全専門調査会における東京大学大学院の宍戸常寿教授の発表を参考にしている。

<sup>26</sup> ここでは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）をいう。

<sup>27</sup> 個人情報の保護に関する法律第2条第9項

<sup>28</sup> 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第8項

<sup>29</sup> 官民データとは、「電磁的記録（略）に記録された情報（略）であって、国若しくは地

民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とするとしている。また、第3条（基本理念）では、データ活用の際に個人及び法人の権利利益を保護しつつ情報の円滑な流通の確保を図るとしており、データの公開あるいは利活用の推進と、個人及び法人の権利利益の保護のバランスを図ることが規定されている。

### （3）事故情報の公開の取組

行政機関の保有する情報のうち、事故情報は、第1の2で述べたとおり、消費者安全法に基づき通知のあった消費者事故等の公表等の他、事故情報データバンクを通じた公開などが行われている。

## 2 事故情報の公開の意義

事故情報の公開は、公開された情報をもととした対策が取られること等によって、同種の事故の未然防止等に資することが期待され、広く情報が公開されることが望ましいと考えられる。

公開された事故情報を消費者団体や研究者等が分析して、それを公表するといった形で活用されることにより、消費者保護に資することが期待される。また、事故情報の公開が進むと、消費者、事業者も含めて、様々な関係者が情報を提供するといったインセンティブが高まることが期待される。

さらに、このような事故情報の公開は、消費者行政それ自体の透明性、あるいは消費者行政の対応が十分だったのかについて外部によるチェックの可能性を高めるといった機能があるものと考えられる。

事故情報を公開することにより、事故の当事者の企業は、リコールなどに至る前の製品改良、あるいはサービスの改良を図ることができるというメリットが考えられる。また、当事者でない企業にとっても、他社の同種の製品が事故を起こしていることを把握することは、自社の同種製品の顧客に対する注意喚起などの取組につながることを期待される。さらに、オープンデータ化一般のメリットとして、公開された情報を分析して、消費者や事業者を提供するといったビジネスの登場も考えられる。

---

方公共団体又は独立行政法人（略）若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。」とされている（官民データ活用推進基本法第2条第1項）。

### 3 事故情報の公開における留意点

#### (1) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

事故情報の公開に当たっては、特に事故情報に含まれる個人情報の取扱いに留意することが重要と考えられる。

この点、消費者庁を含む行政機関が保有している個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）が規律している。

行個法は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている<sup>30</sup>。

具体的には、個人情報に該当するものについては、その利用、提供等に一定の規律がかかるという基本的な枠組みとなっている。個人情報の定義は、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう」とされている<sup>31</sup>。すなわち、氏名、生年月日、住所が含まれている情報は、それ自体個人情報として法的規律の対象とされている。また、この氏名、生年月日、住所を含まない、あるいはそれらを削除しても、他の情報と照合して特定の個人を識別できるものは、個人情報とされている。

行政機関の保有する個人情報という類型に該当する個人情報については、原則として、利用目的以外の利用・提供は禁止されるとされているが<sup>32</sup>、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないことを前提として、本人の同意がある場合や、非常に公益性が高いという理由がある場合などは、行政機関は個人情報を外部に提供することが可能とされている<sup>33</sup>。

このように、行個法は、個人の保護と公益的な行政機関の活動との間のバランスを多段階的に設定する法律になっている。

#### (2) 消費者に関する情報

事故情報の公開については、上記（1）の行個法の枠組みを踏まえた上

---

<sup>30</sup> 行個法第1条

<sup>31</sup> 行個法第2条第2項

<sup>32</sup> 行個法第8条第1項

<sup>33</sup> 行個法第8条第2項

で、更に次の点が課題となると考えられる。

#### ア 消費者のプライバシーの保護

被害を受けた消費者のプライバシーの保護が必要である。特に医療機関ネットワークから提供されたものについては、病歴等が含まれている可能性があるなど、より一層の注意が必要であると考えられる。また、特殊な事故の場合、氏名等を削除したとしても、報道等された場合、公開された情報から個人を推知することができる場合もあり、注意が必要である<sup>34</sup>。

したがって、事故情報の公開に当たっては、まず、氏名等を削除し、次に、その分析・利活用の有用性と個人特定のリスク等をそれぞれ典型的に判断し、かつ、それぞれを典型的に衡量した上で、一定のものについては、本人の同意を取得した上で公開する。また、公開の利益が個人情報ないしプライバシーの利益に優越する、優越しないということ、情報の内容等から典型的に判断した上で、公開、非公開を典型的に決める。あるいは、更に加工を行って個人が特定されるリスクを低減させるといった方法で公開する、または利用範囲を限定した形での公開をするということが考えられる。

なお、個人情報特定のリスクの低減については、例えば、特定の個人を識別することがそれ単体としてできる記述を削除する。あるいは、記述を一般化する、丸めるといった方法も考えられる。

また、社会通念上特異な、例えば症例数の少ない病歴等については、トップコーディング<sup>35</sup>あるいはボトムコーディング<sup>36</sup>を行うということも考えられる。

#### イ 参照リスク

事故情報が公開され、それを見た不特定多数者が、それと突合できるような情報を参照することにより、個人が特定されるおそれがある。そのため、事故情報の公開については、こうした参照リスクについても考慮し、一定の加工を行った上で公開をすることが必要と考えられる。

---

<sup>34</sup> 他方、事故の日時、場所、利用方法などの詳細な項目が記載されていなければ、それを公開したとしても事故情報としての分析・利活用に無意味な場合もある。

<sup>35</sup> 一定の値を上限値としそれを上回る場合に上限値以上でまとめる措置。

<sup>36</sup> 一定の値を下限値としそれを下回る場合に下限値以下でまとめる措置。

### (3) 事業者に関する情報

事故情報の公開において、過去の情報が永続的に公開された場合、例えば、事業者が事故を受けて対策を講じたことにより、同種の事故の減少等の状況変化があったにも関わらず、引き続き、当該事業者による事故が発生しているかのような誤解を生じさせるおそれもある。反面、過去における事故情報は経緯の把握等についても重要とも考えられる。

そのため、例えば、事業者から事故について対策を講じたとの情報提供があった際には、情報の更新を行うとともに利用者へ注意喚起を行う、あるいは一定期間経過後、閲覧を制限するといった対応も考えられる。

### (4) ローデータの公開

ローデータ（生の情報）を含む事故情報の公開に関しては、公開により消費者行政の実効性が損なわれないよう配慮することが必要である。具体的には、以下の点について配慮が必要と考えられる。

ア ローデータの公開による消費者のプライバシーの問題、あるいは事業者の営業秘密、風評被害の問題が生じることへの懸念から、情報提供をためらい、結果として情報が集まらなくなる可能性が考えられる。

他方、例えば、事故の当事者となった消費者が、他の消費者が同じ事故に遭わないため、積極的にローデータを提供することも考えられる。

イ ローデータが公開されることへの懸念から、行政機関等からの消費者庁への情報提供に支障が生じるという問題も考えられる。

この点、引き続き、基本的に消費者庁に事故情報は集約するものの、必ずしも消費者庁が全ての情報を一元的に集約するのではなく、情報は複数の行政機関のデータベースなどに置きつつ、それらを連携させることにより、多様な関係者が事故情報を分析・利活用しやすくすれば、消費者保護という目的は達成できるとも考えられる。

ウ 公開されたローデータを様々な主体が分析して、消費者に情報提供することにより、情報過多となり<sup>37</sup>、消費者庁からの情報が消費者に届かなくなるということも考えられる。

しかし、消費者庁以外の第三者が公開されたローデータを分析・利活

---

<sup>37</sup> ローデータが公開されることにより、これまで以上に研究者等が事故情報の分析を行う可能性が高まり、それらのものからの情報発信が増えることが想定される。

用できるというメリットはあり、公開方法を工夫することにより<sup>38</sup>、これらの懸念は回避することができると思われる。

#### (5) 情報の収集・集約段階

情報が公開されることを見据えた、入力項目、入力方法を含めたデータの収集・集約の在り方（オープンデータ・バイデザイン）について検討することが望ましい。具体的には、事故情報データバンクに情報を登録する際には、事故情報として公開することが適さないと考えられる情報を区分・整理するとともに、重要な項目についてはしっかり書き込まれるようにすることが重要である。また、後で情報を公開する、しないの判断を行うときに、それが簡単にできるようにするといったことにも留意することが望ましい。

また、質の高い、正確性の高い情報が集まるように工夫することは、今後、一層の事故情報の公開を考える上で必要と思われる。例えば、公開に先立って、事故の原因とされるような製品を供給した企業に、一定の反論の機会を保障するということが考えられる。また、企業、研究者、消費者からの任意の情報提供を推進するという観点から、企業等の貢献度に応じて、事故情報データバンクを閲覧できる範囲、項目を拡大するといった工夫も考えられる。

#### (6) 事故情報の利用に関するルール

事故情報の公開について、情報を完全に公開するだけでなく、あらかじめ利用に際しての要件を定める、あるいは個別事例ごとの判断により、一定の範囲の人に一定の目的で事故情報を見せるといった方法も考えられる。

#### (7) 事故情報の公開による責任等

公開による責任について、事故情報を公開して、消費者本人等にプライバシー侵害が生じたり、あるいは事業者の利益の侵害等があった場合、国が責任を問われるのか問題となる。

この点について、一般的に公開の目的、方法、結果などの観点から、国の責任の有無が判断されると考えられるが、あわせて、何のために事故情報を公開するのか、そして、それによってどのような公益が実現されるのかといった観点からの議論も必要と思われる。

---

<sup>38</sup> 例えば、研究者等一定の範囲のものに限り、守秘義務等を課した上でローデータを提供することなどが考えられる。

これを踏まえると、消費者庁の事故情報の公開に関して、公開される情報の質等<sup>39</sup>も踏まえて、消費者庁と利用者の間での責任分界点を明確にする必要があると考えられる。

また、(3)のとおり、企業の対応等により、状況が改善されたにもかかわらず、事故情報が残っていて、それが利用されることが企業の側にとって不利益であるという場合には、その企業の対応等の情報を受け付け、事故情報を更新することが望ましいと考えられる。

#### 4 小括

事故情報の公開は、公開された情報の分析等により事故の再発防止等が期待されるものであり、より一層の公開が望ましいと考えられる。その一方、本項で述べたように情報の公開に当たっては、消費者のプライバシーの保護等、留意すべき点もある。

そのため、全ての事故情報を全ての人に公開するのではなく、例えば、研究機関等が事故原因の分析、再発防止のための研究のために事故情報の公開を求めた場合等、適切と思われる目的をもって開示を求めた場合に、秘密保持の契約等を行った上で公開するといった方法も考えられる。

---

<sup>39</sup> 事故情報データバンクには、事実関係や因果関係が確認されていない情報も含まれていることに留意することが必要である。

#### 第4 海外における事故に関する情報の活用等<sup>40</sup>

海外における事故に関する情報の活用等に関する主な取組は、以下のとおりである。

##### 1 米国

米国では、消費者製品安全委員会（Consumer Products Safety Commission。以下「CPSC」という。）が全国の病院の中から約100施設を抽出し、これらの病院が取り扱ったあらゆる傷害に関する情報を収集し、これを全米傷害電子調査システム（National Electronic Injury Surveillance System。以下「NEISS」という。）において公開している。

##### （1）NEISS

###### ア 情報の収集

CPSCでは、NEISSに登録する傷害に関する情報の収集先として、全国で病床を6床以上有し、24時間救急治療サービスを行っている病院の中から約100施設を抽出している。病院の抽出は、NEISSに登録されている情報を用いて全国ベースでの総発生件数の推計が可能となるよう、層化抽出法により行われている。

抽出された病院では、傷害事故を把握すると直ちに、NEISSに規定の情報を入力することになっている。実際の入力作業は、CPSCから訓練を受けた病院スタッフが、病院に設置された専用の端末から行っている。

NEISSのデータ項目は図表4-1のとおりである。自由記述文以外の全ての入力項目はコード化（＝選択肢が用意されている）されており、入力された内容の意味するところが入力する者によって差違が生じないよう工夫されている。

【図表4-1】NEISSのデータ項目

番号	入力項目	備考
①	治療した日付 (Treatment Date)	
②	ケース番号 (Case Number)	
③	患者の年齢 (Age)	
④	性別 (Sex)	
⑤	傷害内容 (Injury Diagnosis)	国際疾病分類 (ICD) による分類を使用
⑥	傷害部位 (Body Part Injured)	
⑦	関与した製品1 (Product Involved 1)	直接的な原因となった起因物
⑧	関与した製品2 (Product Involved 2)	関連物

<sup>40</sup> 本項は、第30回消費者安全専門調査会における長岡技術科学大学の三上喜貴 副学長及び張坤 特任講師の発表を参考にしている。

番号	入力項目	備考
⑨	場所 (Locale)	
⑩	傷害時点での行動 (Type work-related)	
⑪	消防関与の有無 (Fire Dept. Involvement)	
⑫	傷害時の意図 (Intent)	
⑬	人種と民族 (Race, Ethnicity)	非公開情報
⑭	自由記述文 (Narrative)	

(注) 本表は、第30回消費者委員会消費者安全専門調査会資料に基づき、消費者委員会事務局が作成した。

NEISSには、このような情報が、年間で約40万件登録されている。

なお、CPSCは、病院に対して入力件数に応じた一定の対価を支払っている。

#### イ 行政機関における情報の活用

CPSCでは、NEISSに登録された個別の傷害事故について、必要に応じて、詳細な聞き取り調査を実施し、登録された情報の信頼性を高めている。

NEISSに登録されている情報は、CPSCが消費者安全に係る政策決定をする際に用いられているだけでなく、様々な政府関係機関でも広く活用されている。例えば、NEISSに登録されている情報を用いて、国立労働安全衛生研究所 (National Institute for Occupational Health and Safety) が労働災害関係の傷害発生状況の分析を行っていたり、食品医薬品局 (Food and Drug Administration) が薬物による傷害発生状況の分析を行っている。

#### ウ 情報の公開と民間における情報の活用

CPSCでは、様々な分野の専門家が、NEISSに登録されている情報を自由に分析し、その結果が事故に関する様々な対策に役立てられることを想定し、NEISSを設計している。このため、NEISSに登録されている情報は、インターネットを介して誰でも閲覧することが可能となっている。

NEISSの情報を利用した研究・分析は、年間で200～300件が行われており、「Medication Overdoses Leading to Emergency Department Visits Among Children」(American Journal of Preventive Medicine (2009年)) や「Gender differences for non-fatal unintentional fall related injuries among older adults」(Injury Prevention (2005年)) などの論文が公表されている (図表4-2)。

## 【図表 4 - 2】 NEISSを利用した研究論文（概要）の例

### 〔表題〕

Gender differences for non-fatal unintentional fall related injuries among older adults

### 〔論文執筆者〕

J. Stevens and E. Sogolow

### 〔掲載誌及び掲載年月〕

Injury Prevention (2005年 4月)

### 〔研究目的〕

年間164万人の患者数と推計される「高齢者の転倒事故」について、その実態を数値に基づいて明確にすることを旨とする。

### 〔研究方法〕

救急診療を受診した米国在住の65歳以上を対象に、「致命傷に至らなかった転倒事故」について、患者の性別と年代ごとにその内容を分析した。

具体的には、2001年の1月から12月までにNEISSに登録されたデータのうち、研究の対象と合致する22,560件の転倒事故を対象として、負傷状況、疾患部位、治療状況の項目について集計した。

### 〔研究成果〕

患者の性別については、女性の方が圧倒的に多く、約116万人（70.5%）との推計に至った。

負傷状況は、骨折、打撲傷、擦過傷、裂傷の合計で、全体の4分の3となることが分かった。また、女性の患者が多い中で、特に骨折については男性の2.2倍という結果になった。さらに、入院率についても女性の方が極めて高く、男性の1.8倍となった。

この研究は、高齢者の転倒事故を定量的に解析した、米国で最初のものであるが、今後の転倒防止策に活用されることを希望する。

（注）本表は、消費者委員会事務局が作成した。

## （2）その他のシステム

NEISSには、死亡者に関する情報は登録されておらず、また、実際には事故とはならなかったが、もう少しで事故となるような事案（いわゆるヒヤリ・ハット）に関する情報も登録されていない。

しかし、これらの情報も事故の未然防止を図る上で、有用な情報であることから、CPSCでは、NEISS以外にこれらの情報を管理するデータベースを保有している（図表 4 - 3）。

【図表 4-3】 CPSCが管理するデータベースの概要（NEISS以外）

名 称	概 要	件数（年間）
死亡診断書 (Death Certificates)	疾病予防管理センターが集中管理している米国内で作成された全ての死亡診断書のデータの中から、製品起因により死亡した者に関わるとされるデータを購入	5,000～8,000 件程度
現場詳細調査 (In-Depth Investigations)	NEISSに入力された事故のうち、国民に対して注意喚起（警告）等を行う必要があると判断した案件について、当該事故の関係者から事故の詳細を聴取	8,000件程度
ヒヤリ・ハット情報 (Injury and Potential Injury Incident Data)	実際には事故とはならなかったが、もう少しで事故となるような事案（いわゆるヒヤリ・ハット）に関する情報を医療関係者やメディア等から収集	3万件程度
消費者苦情データベース	CPSCに対して消費者から寄せられた製品の安全性に関する苦情について、一定の手続を経た後、必要に応じてウェブで公開	—

（注）本表は、第30回消費者委員会消費者安全専門調査会資料に基づき、消費者委員会事務局が作成した。

## 2 欧州連合

欧州連合（以下「EU」という。）では、政策執行機関である欧州委員会保健・消費者保護総局の保健情報グループにおいて、加盟国が各国内の医療機関から収集した、製品起因である傷害に関する情報を集約し、傷害データベース（Injury Database。以下「IDB」という。）として一括管理している。

### （1）情報の収集

IDBに集約される傷害データは、年間で約30万件に上る。

収集される情報の項目は、傷害の部位や症状、患者の入院の有無等で、全てコード化されている。また、データ入力者による自由記述もある。

なお、入力に用いられる言語は英語で、各入力項目は、傷害外因に対する国際分類（International Classification of External Causes of Injury）<sup>41</sup>に基づいて整理されている。

### （2）欧州委員会による情報の分析と公表

欧州委員会では、IDBのデータを基にリスク分析を行い、その結果を年次報告書として取りまとめ、インターネット上で公開している。

<sup>41</sup> WHO（世界保健機構）が作成した傷害の外因に関する国際分類。  
<http://www.who.int/classifications/icd/adaptations/iceci/en/>

### (3) 情報の公開と民間における活用

IDBには、誰もがインターネットを介してアクセスし、検索・閲覧することが可能となっている（ただし、自由記述部分は非公開。）。

また、IDBのデータは、EU加盟各国において、各国内の製品に係る安全基準の策定などの政策決定の材料として活用される他、製造メーカーなどが安全に係るガイドラインを策定する際などに活用されている。

## 3 小括

### (1) 日本と欧米の比較

我が国の事故情報データベースに登録される事故情報は、国の行政機関、地方公共団体等が把握した情報であるが、NEISS及びIDBは病院から直接、事故情報を入手している。

我が国にも、病院から情報収集する仕組みである医療機関ネットワーク（第1-1(4)参照）があるが、同ネットワークには、任意の協力に基づき30医療機関が参画している。また、同ネットワークにより収集された情報は一般に公開されていない。

また、全国ベースでの事故発生総数の推計を可能とするため、欧米では報告病院の選定に当たって統計的標本抽出が行われていることにも留意すべきである。

### (2) 入力事項のコード化の必要性

事故情報データベースはNEISSやIDBに比べると、自由記述文の分量が多く、個別の事故の状況が比較的詳細に記述されていることが大きな特徴であり、このことは、事故の再発防止のための分析等に資するものと思われる。

しかし、自由記述文を記入する際の用語の使い方等に関する統一的なルールがないため、記述内容にバラツキがあり、自由記述文について統計的な分析を行うことは困難<sup>42</sup>な面がある。

自由記述文を効率的に分析するためには、諸外国におけるデータベース等との互換性なども視野に入れつつ、用語のコード化<sup>43</sup>を図るとともに、入力担当者に対する訓練を実施することが有益である。

<sup>42</sup> 一方、NEISS のデータを利用した分析調査の件数は増加しており、その一因として、入力情報がコード化されているため、統計的な分析が容易であることが指摘されている。

<sup>43</sup> 例えば、コード化への取組として、長岡技術科学大学安全安心社会研究センターと産業技術総合研究所人工知能研究センターが作成した「傷害情報記述枠組みコーディングマニュアル（第三次稿）2017」（傷害情報・リスク情報を記述するデータ構造と国際標準をベースとした記述語彙コード集）がある。

### (3) 海外との事故に関する情報の共有

事故の発生原因や傾向を分析するに当たっては、自国内で発生した事故だけでなく、海外で発生した同種・類似の事故についても情報を入手し、併せて分析することは有益である。

また、共通の言語による事故に関するデータベースを整備することで、外国との共同研究等が行いやすくなることも考えられる。

このため、海外と事故に関する情報共有が容易に図れるよう、将来的には、事故情報データバンクについても、英語等の多言語による情報発信を検討することが望ましいと考えられる。

## 第5 事故情報の更なる活用に向けた提言

事故情報は、様々な機関において、収集、分析されているが、消費者庁が、消費者の立場に立って、一元的に収集し、分析、注意喚起等を行うことは、大きな意義がある。

事故情報データバンクは、平成22年4月から、消費者庁と国民生活センターが連携し、様々な関係機関の参画のもと、運営されており、冒頭の「はじめに」でも述べているとおり、平成29年3月末現在、約20万件の事故情報が登録されている。

20万件の事故情報を人の目で1つ1つ詳細に見ていくことは困難と考えられるが、事故の未然防止等につなげていくため、一層の事故情報の活用を図ることは重要なテーマである。

このため、本専門調査会は、テキストマイニング、人工知能（AI）などの新たなデータ分析技術の活用の可能性に着目した。具体的には、事故情報における分析対象の絞り込み、事故のパターンの発見、重要トピックの抽出等を試みた。

また、分析の一つの形態として、事故情報を統計的処理の対象と捉え、活用することの可能性についても着目した。

さらに、やや、俯瞰的な視点で、事故情報データバンクとそれに関わるおよそ全ての主体（消費者、事業者、行政機関等）をシステムと捉え、システム全体における情報の流れについて検討した。

加えて、事故情報データの可視化、事故情報の分析におけるSNS上の事故情報の活用の可能性、事故情報を公開する際の留意点及び海外における事故に関する情報の活用等の状況等についても、検討を行った。

本専門調査会は、こうした視点に立ち、検討を行い、提言するものである。

提言の内容の実現に当たっては、事故情報データバンクに関与する様々な関係者、例えば、消費者、事業者、行政機関等の多くの主体が連携して、取組を推進していくことが重要である。

## 1 事故情報データの品質の向上

事故情報データバンクの入力項目数は多数にのぼる。

また、参画機関ごとに、登録事故情報の入力項目が個々に決められており、事故情報として表示される際に差異がみられる。

今後も、事故情報データバンクが消費者事故の未然防止等に活用され、有用なものであるよう、以下の点について提言する。

なお、それぞれについて検討する際には、常に、事故情報データバンクの整備目的や利用者のニーズに沿ったものであるかを念頭におくことが不可欠である。

### (1) 入力方法の整理

#### ア 入力項目の検討

事故情報データバンクは、運用開始時に「統一入力フォーマット」として必須入力項目を決定する際、各機関で持っているデータベースの項目に基づいて事故情報を入力することを基本としているため、参画機関ごとに入力項目に差異が生じていることや入力項目であっても情報が得られないことにより、登録されない項目が数多く存在している。そのため、事故情報データバンクの目的、利用者のニーズ等を踏まえ、入力を推奨する項目を明確化することが望ましい。

#### イ データ分析技術を利用した入力項目の補完

上記のとおり、各参画機関の入力項目に差異等があるという実情を踏まえ、当面、本報告書第2で示したような新たなデータ分析技術を用いて、自由記述文を分析することにより、データを補完する仕組みを検討することも考えられる。

#### ウ 入力項目の定義の明確化

参画機関ごとに入力項目の定義を定めていることから、事故情報データバンク全体として見た場合、分類の揺らぎが見られると考えられる。このため、より効果的な事故情報データバンクの利用に資するよう、入力項目の定義や分類方法を明確化し、例えば、ガイドライン等を示すことが望ましい。

さらに、将来の課題として、自由記述文の用語のコード化を検討することが望ましい。

## エ 入力項目の精査

事故対策の検討や未然防止等に資するよう入力項目を適宜検証し、必要に応じて、見直し、更新することが望ましい。

また、事故内容については、「その他」が4割を超えている。こうした項目については、利用者のニーズを踏まえ、細分化を検討することが望ましい。

### (2) データ入力者のスキルの向上と入力フォーマットの技術的支援

データの品質向上のためには、データ入力者のスキルの向上も必要であり、必要に応じ研修を行うことも重要である。

同時に、入力フォーマットに関する技術的な支援（プルダウン方式とする、入力を必須とする項目については入力しないと作業が完了しない等）も重要と考えられる。

### (3) 把握が困難と考えられる事故情報の収集

家庭における子どもの事故や、被介護者の事故は、保護者あるいは介護者が、自らの不注意とのみとらえること等により、どこにも連絡しない場合があると考えられる。また、製品の誤使用と思われる事故についても、同様のことが想定される。これらの事故に関する情報も、事故の再発防止等には重要であり、こうした把握が困難と考えられる情報についても、消費者教育や消費者の体験と参加を促進する仕組み等を通じて、消費者が積極的に情報を出しやすい環境を作ることで、より一層収集できることが望ましい。

### (4) 事故情報データベース参画機関の連携・情報交換

入力参画機関において、データ品質向上の目的やその重要性を共有し、具体的な方策の検討に当たっては、連携・情報交換を行うことが望ましい。

さらに、将来の課題として、事故情報を収集・分析している国内外の機関との連携についても検討することが望ましいと考えられる。

## 2 新たなデータ分析の活用

事故情報データベースに登録されている情報の分析において、これまでは、人工知能技術等の新たなデータ分析技術が必ずしも十分に活用されていない面があると考えられる。

このため、データ分析技術の活用の可能性について検討し、それを踏まえ、以下のとおり述べる。

### (1) 新たなデータ分析技術の活用

事故情報データベースには、平成29年3月末現在、約20万件の事故情報が登録されており、自由記述を含むこれらの情報を限られた人員において網羅的に分析することは困難な場合もあると思われる。

このため、本報告書第2で示したように、言語解析技術等のデータ分析技術を用い、事故の傾向の把握や、分析対象とすべき事故の絞り込み等に活用することは、より深い分析を支援するための方策として有用と考えられる。

なお、事故情報データベースの参画機関は、参画機関ごとに情報の分析に取り組んでいると考えられるが、事故情報データベースに集約された情報を全体的に分析することの有用性を共有し、その有用性を高めることを目的に、参画機関が連携してデータ分析技術の活用について検討することも重要である。

あわせて、データ分析技術には、分析の限界があることも踏まえるべきである。例えば、一定程度に絞り込んだ後は、人手により丁寧に見ていくことも必要と考えられる。また、実際の分析に当たっては、分析の専門家だけでなく、事故について知見を有する者が行うことが重要である。

### (2) SNS上の事故情報の分析

SNSには、事故情報データベースには入力されない事故情報が、動画や写真付きでリアルタイムで投稿されている場合がある。また、本報告書参考資料1「暮らしの事故に関するアンケート結果」（以下「アンケート結果」という。）によると、10代、20代は、「事故に遭った場合」、「あるいは事故に遭いそうになった場合」にSNSに情報をアップすると回答するものが一定数存在している。そのため、SNS上の事故情報について分析の対象とすることも一定程度有効であると考えられる。

なお、SNS上の事故情報の分析に当たっては、本報告書第2 2で述べた留意点を考慮することが重要である。

### (3) 消費者安全専門調査会における分析結果の検討

本報告書第2 1を参考に、そこでの分析結果を踏まえ、さらに調査分析を行うことが望ましい。調査分析の内容としては、例えば、これまでの注意喚起の有無、関連製品の調査・対策の有無、今後の事故の広がりの可能性の検討等が考えられる。

### 3 事故情報を伝達する新たな仕組みの構築

#### (1) 新しい事故情報の公表

##### ア 事故を分かりやすく表現する方策

本報告書第2章1を参考に、消費者にとって事故を分かりやすく表現し、消費者自身での危険回避を促進し、事故の再発防止効果を高めるため、事故の特性に注目した公表を行うことが望ましい。例えば、ライターによる火傷の一因は、ライターの残り火によるものという特性があるが、残り火はライターの他、花火、たき火等でも生じる可能性がある。そのため、残り火の危険性に着目した公表などが考えられる。

##### イ 消費者に届きやすい方策

###### (ア) 情報提供の媒体

アンケート結果によると、事故に関する情報を入手する手段として、「テレビのニュース」を挙げたものが性別・年代を問わず圧倒的に多い。そのため、事故情報の公表を行う際は、こうした媒体に取り上げられるよう、引き続き考慮することが望ましい。

また、10代、20代に限ると、情報の入手手段として「消費者庁Twitter」の割合も高く、これらの世代向けには、TwitterなどのSNSを活用した公表に取り組むことも有用と考えられる。

###### (イ) 情報提供の内容

提供する情報の内容は、商品名や事故の詳細な内容等と併せて、事故の予防策・対応策も含めるなど、消費者にとってより有用なものとなるよう配慮することが望ましい。また、事故情報と結び付けて、事故後に行った行政機関等の注意喚起や事業者がとった対策の内容についても情報提供することが望ましい。

なお、文字による情報提供だけでなく、動画を活用することも、消費者にとって分かりやすく有用であると考えられる。

さらに、海外と事故に関する情報共有が容易に図れるよう、将来的には、事故情報データバンクの英語等による情報提供についても検討することが望ましい。

###### (ウ) 情報提供のルート

世代によって主な生活の場や、遭遇しやすい事故が異なる。そのため、例えば、子どもについては学校等、高齢者については高齢者の立

ち寄る場など、情報チャネルを工夫して情報発信をすることが望ましい。

#### (エ) 継続的な情報提供

事故の中には、特定の時期（季節等）などに繰り返し発生しているものも見られる。そのため、こうした事故については、事故の未然防止等のため継続的に情報提供を行うことが望ましい。

#### (2) 体験と参加を促進する仕組み

本報告書第2-1を参考に、情報による事故伝達だけでなく、消費者が事故を疑似的に体験することで消費者自ら事故の危険を考え、回避することを促す仕組み（消費者事故の体験型テーマパーク等）や、家庭、学校での事故情報などを自ら発信するなど消費者が積極的に事故情報に関わる仕組み（くらしの安全掲示板と安全情報マイスター等）を構築することの可能性を検討することが望ましい。

#### 4 事故に対して講じた施策の効果の評価

事故に対して施策を講じた場合、例えば、施策を講じた前後における事故の件数の推移等を継続的に把握するなど、その効果を検証し、必要に応じ施策の見直しを行うことが望ましい。

#### 5 事故情報の公開の促進

事故情報については、社会で広く共有するものとの認識に立ち、本報告書第3-3の留意点を十分に踏まえ、可能な範囲で公開を促進する方向で検討を行うことが望ましい。こうした公開により、消費者から収集された事故情報が、消費者にフィードバックされることにもなる。

公開の方策として、直ちに全ての情報を全ての人に公開するのではなく、まずは、事故原因の究明等を行っている研究機関や、製品の安全性の向上等に取り組んでいる事業者等に対して、研究目的等に応じて公開する内容を限定して公開する。あわせて、公開範囲の拡大について検討する等、段階的に公開を行うことも考えられる。

その中で、現在、医療機関ネットワークの情報は一般には公開されていないが、より有効に活用することが可能となるよう、個人情報の取扱い等に十分留意した上で、研究目的等に応じて情報を提供する可能性について検討することが望ましい。

## 參考資料

## 目次

参考資料 1	暮らしの事故に関するアンケート調査結果 .....	1
参考資料 2	関係法令 .....	17
参考資料 3	消費者安全専門調査会 審議経過 .....	34
参考資料 4	消費者安全専門調査会 委員名簿 .....	35

## 参考資料1 暮らしの事故に関するアンケート調査結果

### 第1 調査の概要

- 1 目的 消費者庁が発信している事故情報が、消費者にどの程度認知されているか等を把握するため、インターネットによるアンケート調査を実施した。
- 2 対象者 10代から60代の各世代ごとに男女100名ずつ(計1,200名)
- 3 調査方法 WEB調査
- 4 調査時期 平成29年5月31日～同年6月2日
- 5 回答者の居住地域(( )内は全体に占めるシェア、%)
  - ・北海道…………… 60人( 5.0)
  - ・東北(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)…………… 72人( 6.0)
  - ・関東(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)…………… 490人(40.8)
  - ・北陸(新潟県、富山県、石川県、福井県)…………… 33人( 2.8)
  - ・中部(山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県)…………… 120人(10.0)
  - ・近畿(三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)…………… 243人(20.3)
  - ・中国(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)…………… 57人( 4.8)
  - ・四国(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)…………… 33人( 2.8)
  - ・九州(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)…………… 92人( 7.7)
- 6 回答者の職業(( )内は全体に占めるシェア、%)
  - ・会社員・役員…………… 358人(29.8)
  - ・学生…………… 224人(18.7)
  - ・専業主婦・専業主夫…………… 190人(15.8)
  - ・パート・アルバイト・フリーター…………… 150人(12.5)
  - ・無職・定年退職…………… 131人(10.9)
  - ・自営業…………… 57人( 4.8)
  - ・専門職(医師、弁護士、美容師、デザイナー等)…………… 30人( 2.5)
  - ・公務員…………… 30人( 2.5)
  - ・その他…………… 30人( 2.5)

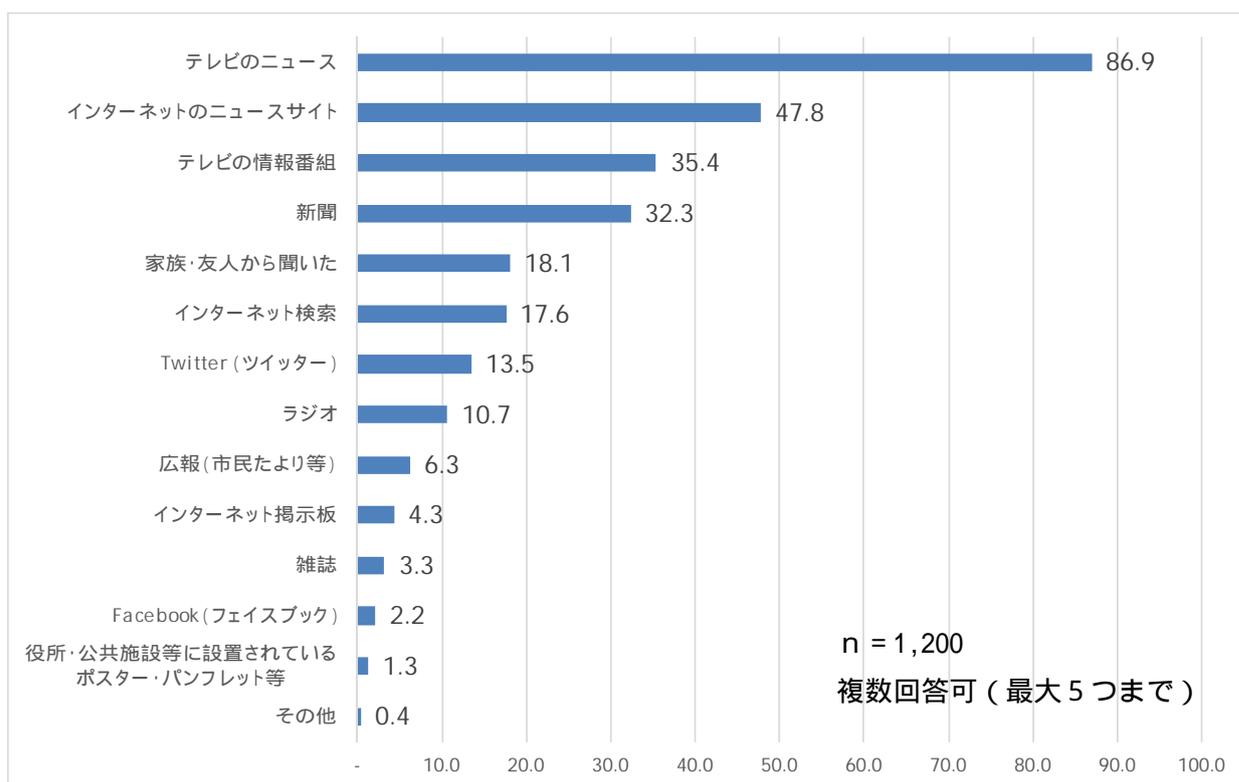
## 第2 調査結果

### 1 暮らしの事故に関する情報の入手先

暮らしの事故に関する情報の入手先として、「テレビのニュース」を上げる人の割合が最も高く（86.9%）、次いで高いのは「インターネットのニュースサイト」（47.8%）となっている。また、「テレビの情報番組」、「新聞」を上げる人もそれぞれ約3割（35.4%、32.3%）となっている。

事故に関する情報はマスメディアを通じて入手することが多く、特にテレビ（ニュース、情報番組）から入手することが多い。

この傾向は、全ての性別・年代で概ね共通しているが、10代、20代では、男女とも「Twitter（ツイッター）」を上げる者の割合が、他の年代よりも特に高い。



< 性別・年代別回答 >

(単位：%)

入手先 性別・年代	テレビのニュース	インターネットのニュースサイト	テレビの情報番組	新聞	家族・友人から聞いた	インターネット検索	Twitter (ツイッター)	ラジオ	広報 (市民たより等)	インターネット掲示板	雑誌	Facebook (フェイスブック)	役所・公共施設等に設置されているポスター・パンフレット等	その他
男性・10代	85.0	46.0	36.0	21.0	16.0	21.0	35.0	6.0	2.0	9.0	3.0	1.0	1.0	1.0
男性・20代	81.0	48.0	28.0	21.0	14.0	18.0	23.0	3.0	2.0	7.0	5.0	1.0	3.0	1.0
男性・30代	83.0	45.0	28.0	29.0	14.0	24.0	8.0	15.0	4.0	10.0	1.0	1.0	1.0	-
男性・40代	86.0	64.0	24.0	38.0	11.0	22.0	6.0	18.0	2.0	3.0	3.0	4.0	-	-
男性・50代	91.0	64.0	34.0	44.0	9.0	18.0	8.0	24.0	10.0	5.0	3.0	6.0	2.0	-
男性・60代	96.0	47.0	45.0	66.0	10.0	18.0	2.0	19.0	14.0	3.0	3.0	1.0	1.0	-
女性・10代	79.0	30.0	31.0	12.0	21.0	8.0	39.0	3.0	1.0	2.0	5.0	2.0	-	1.0
女性・20代	77.0	34.0	31.0	12.0	20.0	17.0	30.0	7.0	4.0	2.0	2.0	6.0	2.0	-
女性・30代	85.0	52.0	30.0	14.0	35.0	17.0	6.0	5.0	7.0	4.0	4.0	1.0	3.0	1.0
女性・40代	96.0	47.0	44.0	36.0	16.0	13.0	2.0	7.0	9.0	1.0	3.0	2.0	-	1.0
女性・50代	91.0	50.0	43.0	37.0	22.0	22.0	2.0	10.0	9.0	3.0	3.0	-	-	-
女性・60代	93.0	46.0	51.0	58.0	29.0	13.0	1.0	11.0	11.0	3.0	4.0	1.0	3.0	-

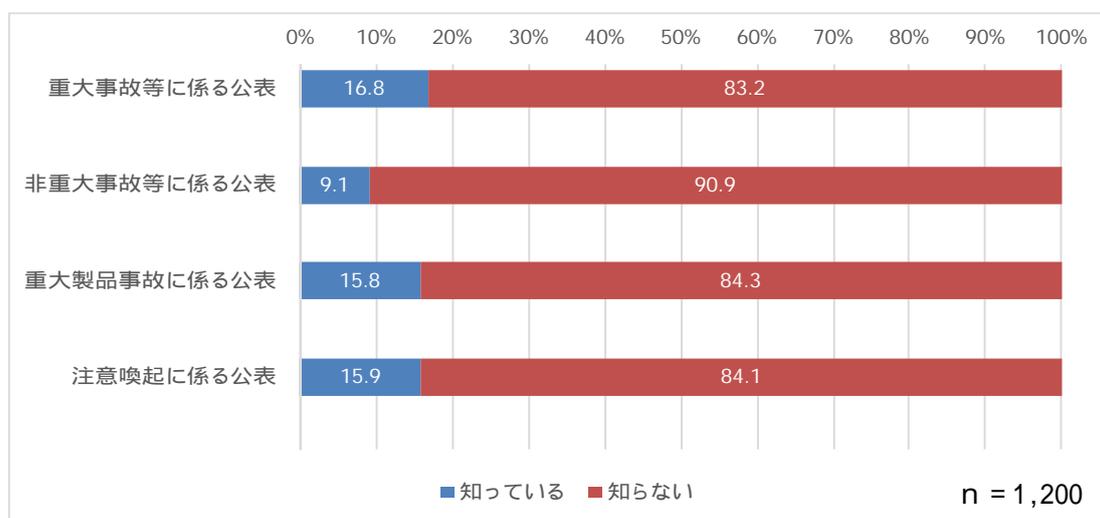
(注) 1 各性別・年代とも、n = 100人

2 複数回答可 (最大5つ)

3 表中、濃い黄色のセルは当該性別・年代で最も多い回答を、薄い黄色のセルは、2～3番目に多い回答を表す。

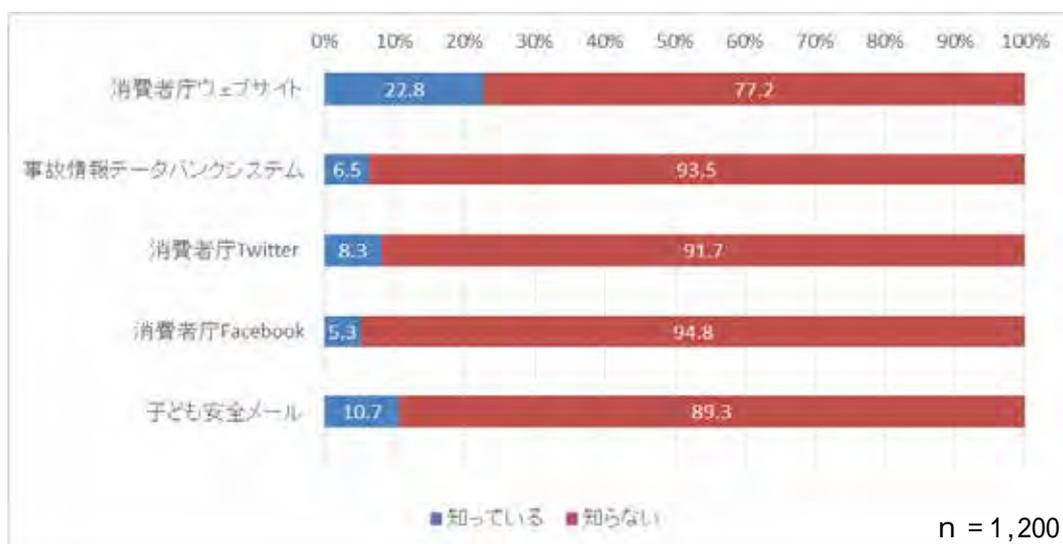
2 消費者庁が発信している事故情報に関する公表の認知度

消費者庁が行っているいずれの公表についても 80%以上の人が「知らない」と回答しており、特に非重大事故等に係る公表については、90%以上の人々が「知らない」と回答している。



### 3 消費者庁が情報発信のために運営するサイトの認知度

「消費者庁ウェブサイト」は、20%超の人が「知っている」としているが、それ以外のものについては、「知っている」とする人の割合は低い。

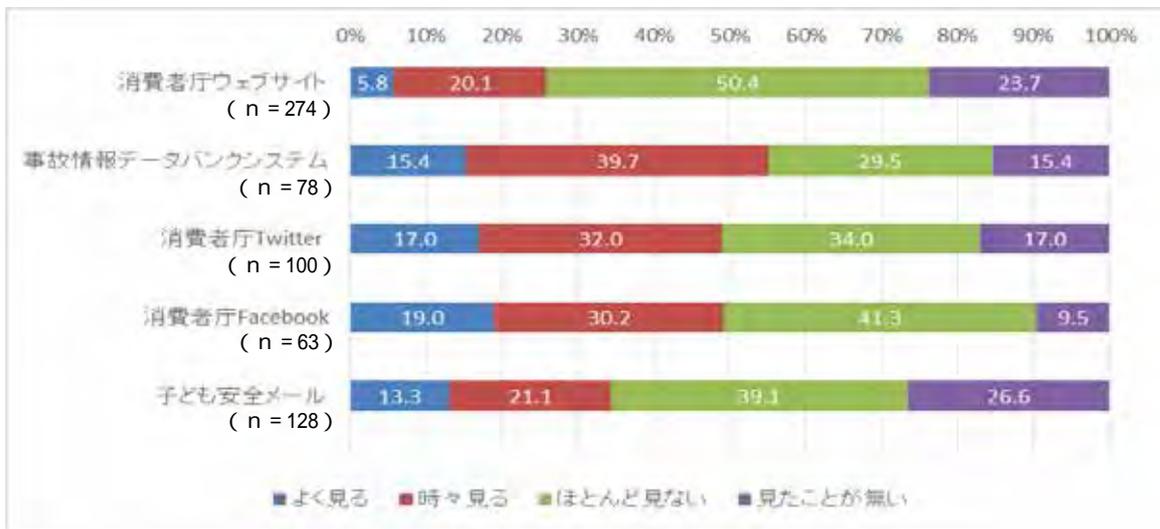


### 4 消費者庁が情報発信のために運営するサイトの閲覧の頻度

消費者庁が情報発信のために運営するサイトについて「知っている」とした人のうち、「事故情報データバンクシステム」、「消費者庁 Twitter」及び「消費者庁 Facebook」は「よく見る」と「時々見る」を合わせると約50%。

「消費者庁ウェブサイト」及び「子ども安全メール」を見ている人は約30%となっている。

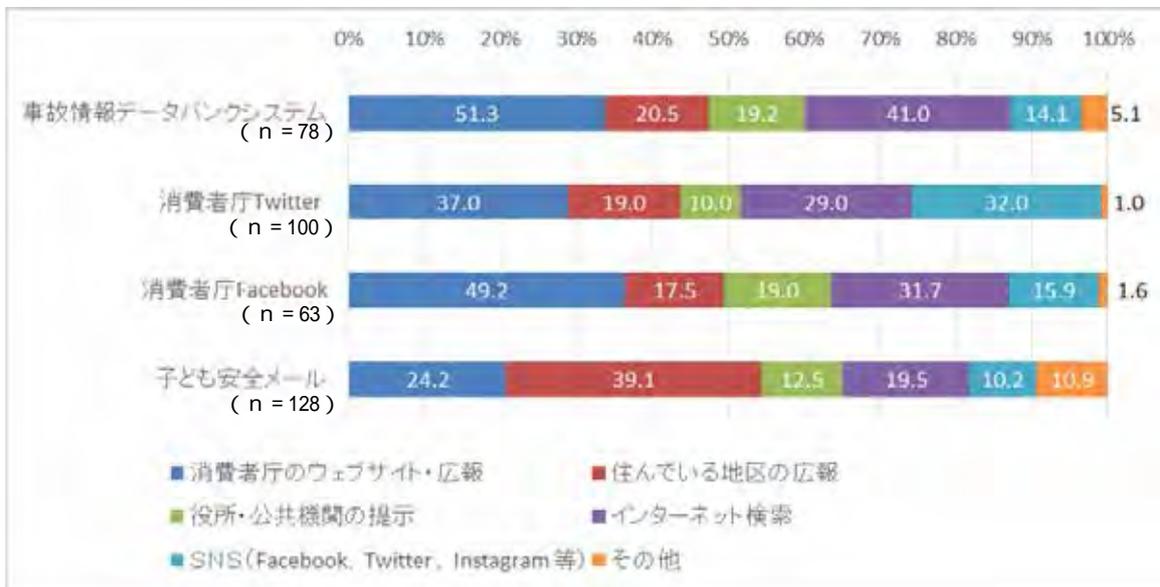
【前記3で「知っている」と回答した者が回答】



## 5 消費者庁が運営している各種情報発信サイトを知ったきっかけ

「子ども安全メール」については、「住んでいる地区の広報」が最も多い。

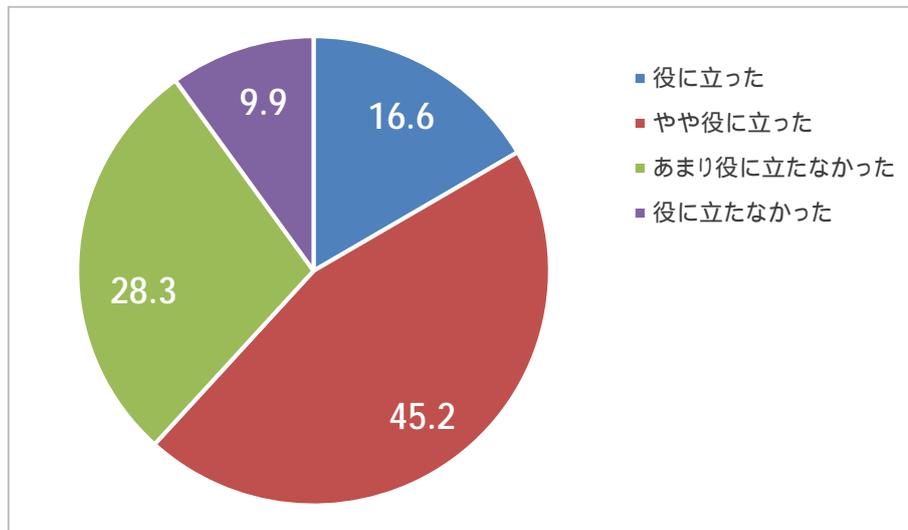
【前記3で「知っている」と回答した者が回答】



## 6 事故情報の有用性

消費者庁の情報発信サイトは、「役に立った」と「やや役に立った」を合計すると約 60%。

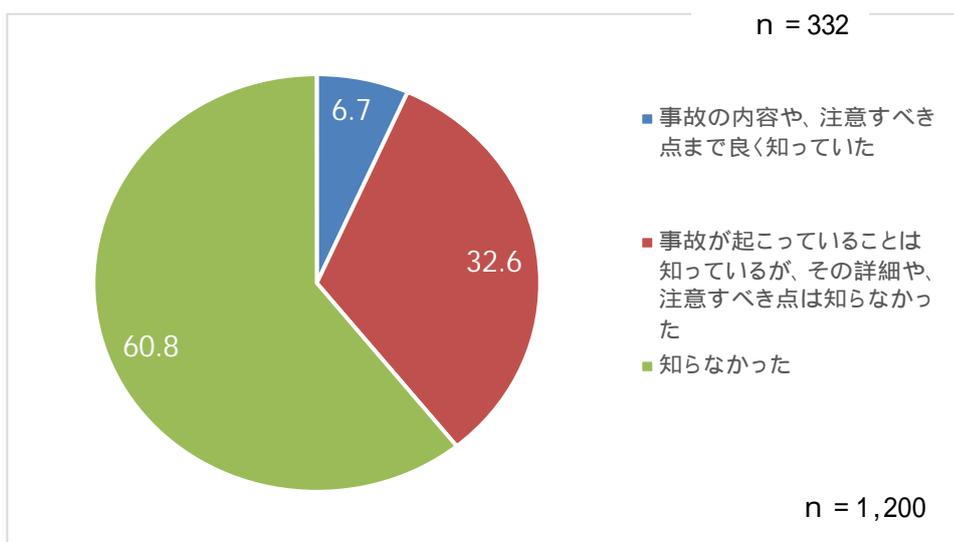
【上記3でいずれかの情報発信源を「知っている」と回答した者が回答】



#### 7 消費者庁が3月15日に公表した「食品による子供の窒息事故」という内容の事故の認知度

「事故の内容や、注意すべき点まで良く知っていた」とする人が少数ながら見られる反面、約60%の人が「知らない」としている。

女性の50代と60代は、いずれも「事故が起こっていることは知っているが、その詳細や、注意すべき点は知らなかった」と回答した者が40%以上おり、他の性別・年代に比べ「知っている」とする割合が比較的高い。



< 性別・年代別回答 >

(単位：%)

	事故の内容や、注意すべき点 まで良く知っていた	事故が起こっていることは知 っているが、その詳細や、注 意すべき点は知らなかった	知らなかった
男性・10代	3.0	36.0	61.0
男性・20代	7.0	24.0	69.0
男性・30代	11.0	24.0	65.0
男性・40代	4.0	33.0	63.0
男性・50代	6.0	30.0	64.0
男性・60代	9.0	32.0	59.0
女性・10代	5.0	33.0	62.0
女性・20代	10.0	23.0	67.0
女性・30代	7.0	36.0	57.0
女性・40代	6.0	32.0	62.0
女性・50代	5.0	46.0	49.0
女性・60代	7.0	42.0	51.0

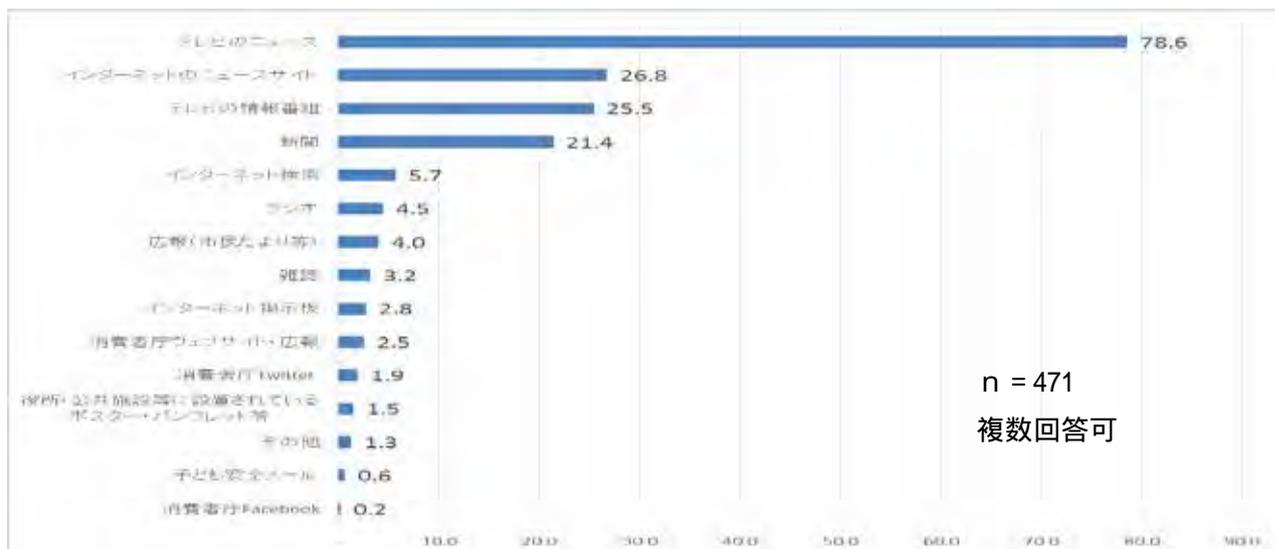
(注) 1 各性別・年代とも、n = 100人

2 表中、濃い青色のセルは回答率が50%以上のものを、薄い青色のセルは40%以上50%未満のものを表す。

## 8 前記7の事故情報の入手先

事故情報の入手先については、前記1と同様、テレビ（ニュース、情報番組）からが多い。

【前記7で「知っている」と回答した者が回答】



### < 性別・年代別回答 >

(単位：%)

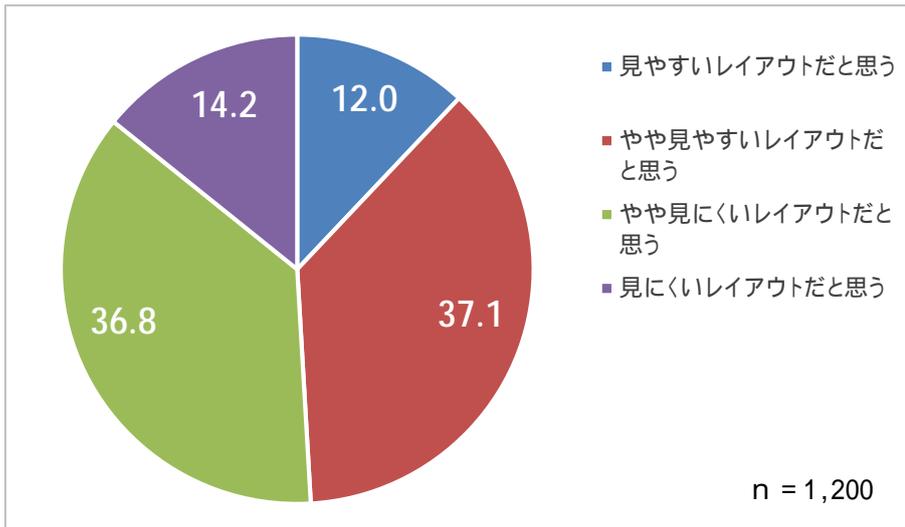
入手先	テレビのニュース	インターネットのニュースサイト	テレビの情報番組	新聞	インターネット検索	ラジオ	広報(市民たより等)	雑誌	インターネット掲示板	消費者庁ウェブサイト・広報	消費者庁Twitter	役所・公共施設等に設置されているポスター・パンフレット	子ども安全メール	消費者庁Facebook	その他
性別・年代															
男性・10代 (n=39)	76.9	15.4	28.2	7.7	7.7	5.1	2.6	5.1	2.6	-	-	-	-	-	-
男性・20代 (n=31)	74.2	35.5	25.8	19.4	3.2	-	3.2	9.7	6.5	9.7	9.7	-	-	-	-
男性・30代 (n=35)	65.7	34.3	17.1	17.1	5.7	5.7	-	-	5.7	5.7	2.9	2.9	-	-	8.6
男性・40代 (n=37)	75.7	35.1	13.5	24.3	8.1	5.4	5.4	-	-	-	-	-	-	-	-
男性・50代 (n=36)	80.5	25.0	25.0	22.2	5.6	11.1	8.3	5.6	2.8	5.6	2.8	2.8	2.8	-	2.8
男性・60代 (n=41)	78.0	29.3	36.5	48.8	7.3	7.3	9.8	2.4	4.9	9.8	-	-	-	-	-
女性・10代 (n=38)	76.3	23.7	28.9	13.2	5.3	2.6	5.3	2.6	2.6	-	7.9	-	-	-	-
女性・20代 (n=33)	72.7	24.2	15.2	12.1	12.1	9.1	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	6.1	3.0	3.0	3.0
女性・30代 (n=43)	81.4	32.6	16.3	2.3	7.0	2.3	4.7	4.7	4.7	-	-	4.7	2.3	-	2.3
女性・40代 (n=38)	73.7	23.7	28.9	15.8	2.6	-	-	5.3	-	-	-	-	-	-	-
女性・50代 (n=51)	92.2	23.5	35.3	21.6	2.0	-	3.9	2.0	-	-	-	-	-	-	-
女性・60代 (n=49)	85.7	22.4	28.6	44.9	4.1	6.1	2.0	-	2.0	-	-	2.0	-	-	-

(注) 1 複数回答可

2 表中、濃い黄色のセルは当該性別・年代で最も多い回答を、薄い黄色のセルは、2～3番目に多い回答を表す。

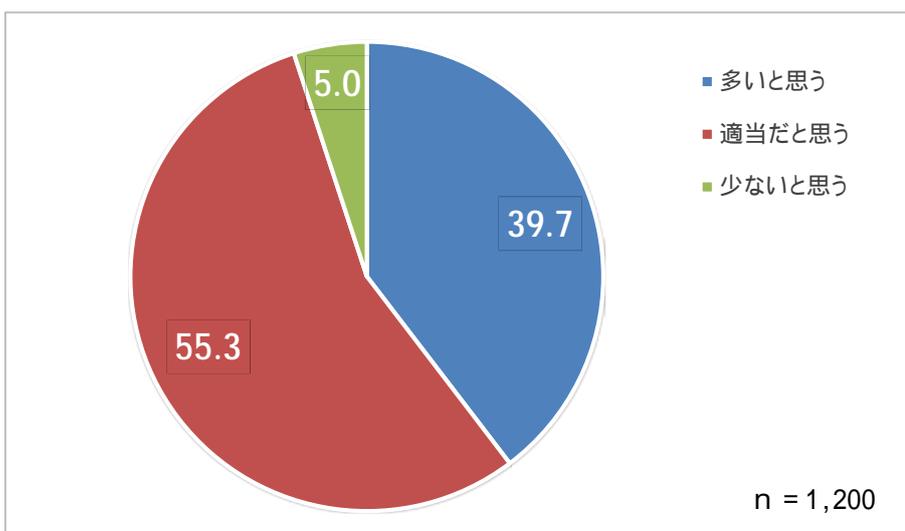
9 「食品による子供の窒息事故」という内容の事故に関する公表資料のレイアウト

見やすい(「見やすいレイアウトだと思う」+「やや見やすいレイアウトだと思う」)と見にくい(「見にくいレイアウトだと思う」+「やや見にくいレイアウトだと思う」)は半数ずつとなっている。



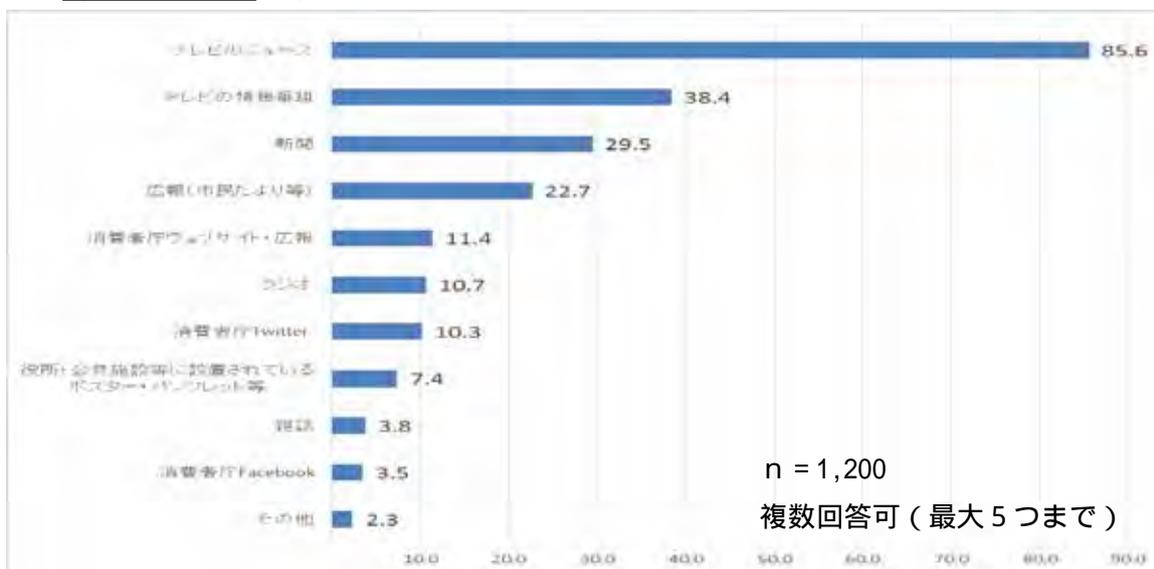
10 前記9の公表資料のボリューム

「適当だと思う」との回答が約 50%であり、「多いと思う」も約 40%ある。



## 11 利用しやすい事故情報の公表媒体・ルート

「テレビのニュース」が約85%で、どの年代においても同様の傾向。  
 10代、20代は消費者庁Twitterも多い。年代が高くなるにつれて、広報  
 (市民たより等)も多くなっている。



< 性別・年代別回答 >

(単位: %)

入手先	テレビのニュース	テレビの情報番組	新聞	広報(市民たより等)	消費者庁ウェブサイト・広報	ラジオ	消費者庁Twitter	役所・公共施設等に設置されているポスター・パンフレット等	雑誌	消費者庁Facebook	その他
性別・年代											
男性・10代	83.0	41.0	16.0	7.0	4.0	9.0	18.0	5.0	1.0	3.0	4.0
男性・20代	80.0	37.0	26.0	8.0	17.0	7.0	17.0	6.0	6.0	8.0	5.0
男性・30代	78.0	31.0	27.0	23.0	17.0	14.0	8.0	8.0	5.0	3.0	3.0
男性・40代	86.0	20.0	31.0	14.0	16.0	17.0	9.0	5.0	1.0	5.0	4.0
男性・50代	84.0	35.0	35.0	22.0	18.0	13.0	5.0	5.0	3.0	4.0	1.0
男性・60代	83.0	41.0	57.0	34.0	15.0	16.0	3.0	3.0	4.0	3.0	2.0
女性・10代	84.0	40.0	15.0	14.0	6.0	8.0	28.0	8.0	4.0	4.0	-
女性・20代	79.0	27.0	12.0	14.0	7.0	9.0	21.0	9.0	2.0	5.0	1.0
女性・30代	89.0	47.0	18.0	32.0	9.0	7.0	7.0	12.0	11.0	4.0	2.0
女性・40代	96.0	49.0	29.0	25.0	5.0	8.0	3.0	5.0	3.0	1.0	1.0
女性・50代	93.0	42.0	34.0	39.0	10.0	6.0	2.0	10.0	4.0	1.0	4.0
女性・60代	92.0	51.0	54.0	40.0	13.0	14.0	2.0	13.0	2.0	1.0	1.0

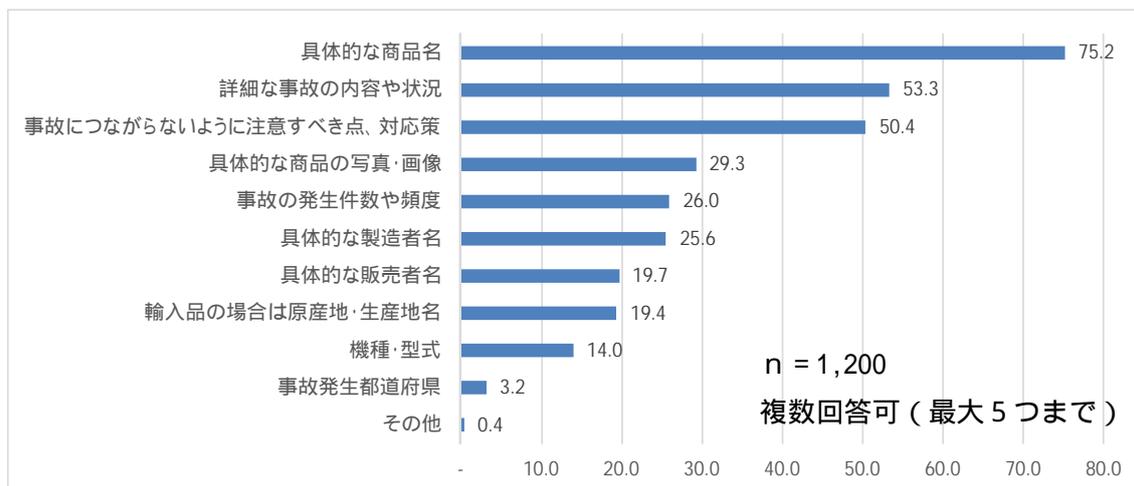
(注) 1 各性別・年代とも、n = 100人

2 複数回答可 (最大5つ)

3 表中、濃い黄色のセルは当該性別・年代で最も多い回答を、薄い黄色のセルは、2~3番目に多い回答を表す。

## 12 消費者庁から発信される事故情報の有用な内容

役に立つと考える事故情報の内容としては、「具体的な商品名」(75.2%)、「詳細な事故の内容や状況」(53.3%)及び「事故につながらないように注意すべき点、対応策」(50.4%)が多い。



### < 性別・年代別回答 >

(単位：%)

情報の内容	具体的な商品名	詳細な事故の内容や状況	事故につながらないように注意すべき点、対応策	具体的な商品の写真・画像	事故の発生件数や頻度	具体的な製造者名	具体的な販売者名	輸入品の場合は原産地・生産地名	機種・型式	事故発生都道府県	その他
男性・10代	64.0	45.0	45.0	16.0	32.0	22.0	14.0	21.0	10.0	4.0	-
男性・20代	66.0	50.0	52.0	21.0	21.0	26.0	15.0	13.0	16.0	5.0	1.0
男性・30代	79.0	39.0	46.0	25.0	23.0	31.0	30.0	19.0	10.0	2.0	1.0
男性・40代	87.0	51.0	41.0	22.0	31.0	31.0	26.0	17.0	16.0	1.0	-
男性・50代	86.0	44.0	34.0	29.0	26.0	39.0	26.0	24.0	19.0	-	-
男性・60代	86.0	57.0	39.0	37.0	27.0	43.0	31.0	23.0	22.0	4.0	1.0
女性・10代	61.0	47.0	51.0	19.0	27.0	16.0	12.0	22.0	9.0	3.0	-
女性・20代	63.0	46.0	61.0	23.0	22.0	20.0	15.0	15.0	12.0	6.0	1.0
女性・30代	69.0	57.0	58.0	33.0	34.0	18.0	15.0	20.0	5.0	1.0	-
女性・40代	76.0	66.0	59.0	34.0	29.0	17.0	14.0	17.0	11.0	5.0	-
女性・50代	84.0	68.0	59.0	44.0	24.0	26.0	25.0	17.0	19.0	2.0	1.0
女性・60代	81.0	70.0	60.0	48.0	16.0	18.0	13.0	25.0	19.0	5.0	-

(注) 1 各性別・年代とも、n = 100人

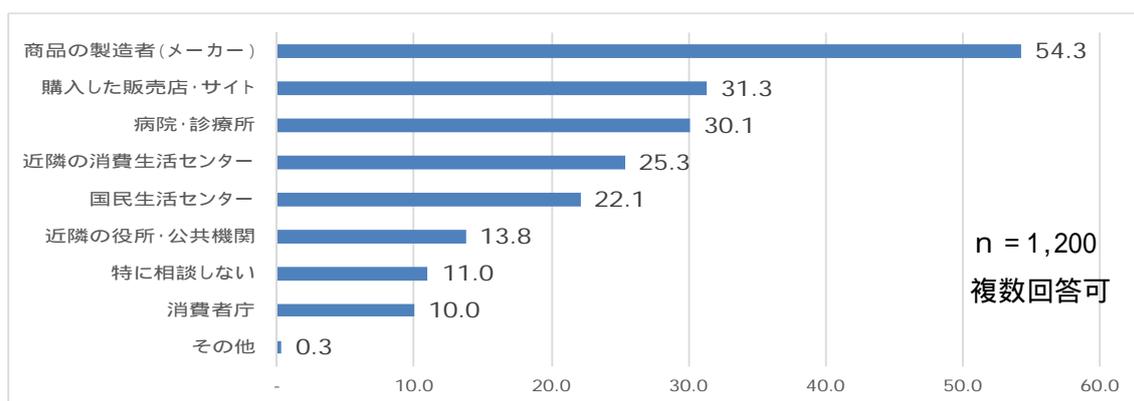
2 複数回答可 (最大5つ)

3 表中、濃い黄色のセルは当該性別・年代で最も多い回答を、薄い黄色のセルは、2～3番目に多い回答を表す。

### 13 暮らしの事故に遭った場合の相談先

相談先としては、「商品の製造者（メーカー）」（54.3%）、「購入した販売店・サイト」（31.3%）といった商品を取り扱う事業者を上げる回答が多い。一方、「近隣の消費生活センター」（25.3%）、「国民生活センター」（22.1%）を上げる人は約2割。

また、「特に相談しない」という回答も1割程度（11.0%）あり、特に若い世代に多い。



#### < 性別・年代別回答 >

(単位：%)

相談先	商品の製造者 (メーカー)	購入した販売店・サイト	病院・診療所	近隣の消費生活センター	国民生活センター	近隣の役所・公共機関	特に相談しない	消費者庁	その他
男性・10代	43.0	25.0	24.0	17.0	14.0	12.0	17.0	10.0	1.0
男性・20代	51.0	32.0	26.0	19.0	19.0	13.0	17.0	15.0	-
男性・30代	66.0	37.0	28.0	21.0	19.0	16.0	11.0	9.0	1.0
男性・40代	52.0	36.0	24.0	25.0	21.0	13.0	9.0	9.0	-
男性・50代	63.0	34.0	15.0	33.0	35.0	21.0	7.0	12.0	-
男性・60代	55.0	43.0	18.0	36.0	32.0	23.0	5.0	12.0	1.0
女性・10代	39.0	20.0	39.0	15.0	11.0	10.0	14.0	13.0	1.0
女性・20代	48.0	29.0	25.0	23.0	18.0	10.0	17.0	13.0	-
女性・30代	50.0	23.0	44.0	14.0	12.0	11.0	11.0	6.0	-
女性・40代	61.0	29.0	43.0	28.0	27.0	12.0	5.0	8.0	-
女性・50代	66.0	35.0	39.0	34.0	23.0	9.0	11.0	6.0	-
女性・60代	57.0	33.0	36.0	39.0	34.0	15.0	8.0	7.0	-

(注) 1 各性別・年代とも、n = 100人

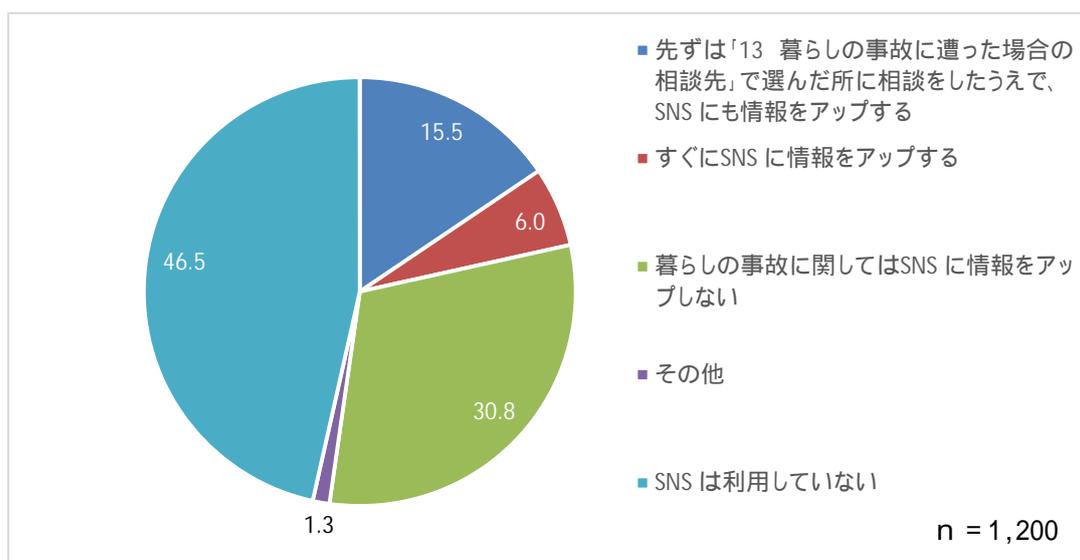
2 複数回答可

3 表中、濃い黄色のセルは当該性別・年代で最も多い回答を、薄い黄色のセルは、2～3番目に多い回答を表す。

#### 14 暮らしの事故に遭った際の SNS (Facebook、Twitter、Instagram 等) による情報発信

事故に遭った場合に SNS に情報をアップすると回答した人の割合は 21.5% (「相談したうえでアップする」(15.5%) + 「すぐにアップする」(6.0%))

しかし、30代以上では SNS を利用している割合が低く、10代・20代に限ると、SNS に情報をアップするという回答は高まる (約3割から4割)



#### < 性別・年代別回答 >

(単位：%)

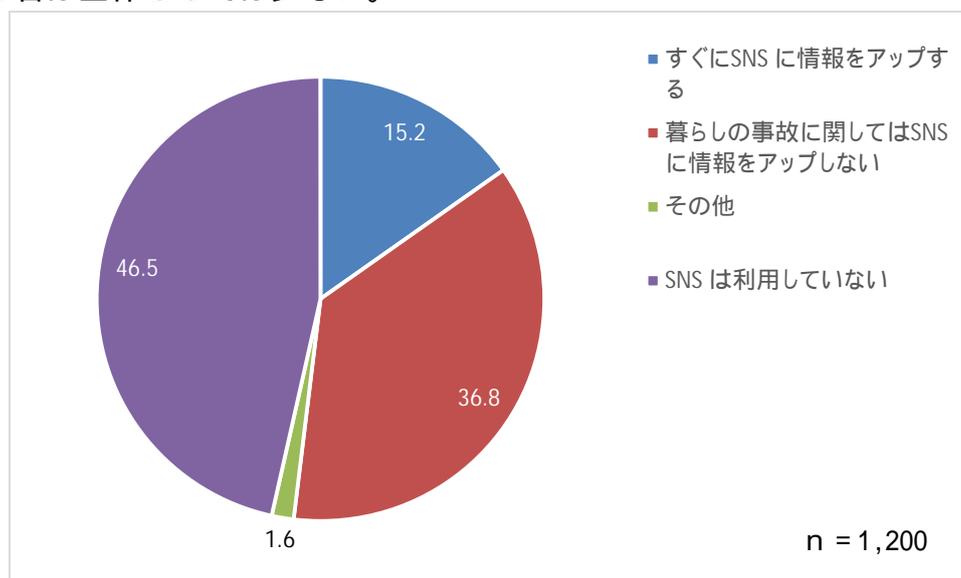
性別・年代	まずは上記13で選んだ所に相談をしたうえで、SNSにも情報をアップする	すぐにSNSに情報をアップする	暮らしの事故に情報はアップしない	その他	SNSは利用していない
男性・10代	21.0	19.0	49.0	2.0	9.0
男性・20代	15.0	10.0	44.0	2.0	29.0
男性・30代	18.0	4.0	26.0	1.0	51.0
男性・40代	10.0	9.0	25.0	-	56.0
男性・50代	14.0	7.0	23.0	-	56.0
男性・60代	13.0	2.0	17.0	2.0	66.0
女性・10代	29.0	9.0	48.0	2.0	12.0
女性・20代	24.0	7.0	42.0	2.0	25.0
女性・30代	15.0	-	29.0	-	56.0
女性・40代	10.0	1.0	25.0	-	64.0
女性・50代	9.0	-	30.0	1.0	60.0
女性・60代	8.0	4.0	11.0	3.0	74.0

(注) 1 各性別・年代とも、n = 100人

2 表中、濃い黄色のセルは当該性別・年代で最も回答の割合が高いものを表す。

## 15 暮らしの事故に遭いそうになった際の SNS ( Facebook、Twitter、Instagram 等 ) による情報発信

前記 14 と同様、事故情報について SNS により自ら情報発信をしようとする者は全体としては少ない。



### < 性別・年代別回答 >

( 単位 : % )

選択肢	すぐにSNSに情報をアップする	暮らしの事故に関してはSNSに情報をアップしない	その他	SNSは利用していない
性別・年代				
男性・10代	33.0	56.0	2.0	9.0
男性・20代	15.0	54.0	2.0	29.0
男性・30代	16.0	32.0	1.0	51.0
男性・40代	17.0	27.0	-	56.0
男性・50代	13.0	31.0	-	56.0
男性・60代	7.0	23.0	4.0	66.0
女性・10代	32.0	52.0	4.0	12.0
女性・20代	20.0	54.0	1.0	25.0
女性・30代	8.0	35.0	1.0	56.0
女性・40代	7.0	29.0	-	64.0
女性・50代	7.0	32.0	1.0	60.0
女性・60代	7.0	16.0	3.0	74.0

( 注 ) 1 各性別・年代とも、n = 100 人

2 表中、濃い黄色のセルは当該性別・年代で最も回答の割合が高いものを表す。

## 16 暮らしの事故に関する行政からの情報の公表に対する意見・要望

アンケートの回答者からの意見・要望として、以下のようなものがあった。

### 【公表の在り方】

- ・ 消費者庁が事故情報を公表していることを初めて知った。
- ・ もっと目に付く形で公表してほしい。
- ・ 事故が起きたら迅速に公表してほしい。
- ・ 事故が起きる前に注意喚起してほしい。

### 【情報の公表媒体】

- ・ インターネットだけでなく、テレビや新聞などの身近なメディアで公表してほしい。
- ・ インターネットで検索したら直ぐに見付けられるようにしてほしい。
- ・ 事故の情報をわざわざ検索しないので、テレビで取り扱ってほしい。
- ・ NHKなどで事故情報だけを流す番組があってもいい。
- ・ 事故情報をメール配信してほしい。

### 【公表内容】

- ・ 事故の内容だけでなく、被害に遭わないための対策等も教えてほしい。
- ・ もっと簡潔で分かりやすい内容で公表してほしい。
- ・ 行政が出す情報は表現が硬くて分かりにくい。
- ・ 製品名や製造者名など具体的なことが知りたい。

### 第3 まとめ

- ・ 事故に関する情報を入手する手段として、「テレビのニュース」を挙げた者が性別・年代を問わず圧倒的に多い。以下、性別・年代によりバラツキはあるが、全体としては「インターネットのニュースサイト」、「テレビの情報番組」、「新聞」の順に多くなっている。

このように、消費者はマスコミ報道を通して事故情報を入手しているため、事故情報を公表する際には、マスコミに取り上げられやすい形式・内容とすることが肝要であると思われる。

- ・ 10代・20代に限ると、事故情報の入手手段として「Twitter」が「テレビの情報番組」又は「新聞」と同等又はそれ以上の割合で挙げられていることから、若年者向けには、TwitterなどのSNSを活用した事故情報の発信に、より一層取り組む必要があると思われる。

- ・ 消費者庁が公表する事故情報については、有用であると考えている者が多い。

一方、回答者からは、役に立つ事故情報の内容として、「具体的な商品名」、「詳細な事故の内容や状況」、「事故につながらないように注意すべき点、対応策」が多く挙げられており、事故が起きた事実を詳細に公表するだけでなく、併せて事故の予防策・対応策を公表することで、消費者にとって、より有用な内容になると思われる。

- ・ 回答者は、事故に遭った際には、行政に通報するよりも、まず、製造メーカーや販売店等に連絡するとしている。

また、自らSNSにより事故に関する情報を発信する意欲は乏しい。ただし、30代以上では、そもそもSNSを利用していない者の割合が高いためSNSで情報を発信するという発想に至らないと推測できる。これに対し、10代・20代のSNSの利用率は高く、これらの年代では、積極的に事故に関する情報をSNSで発信しようという者が一定数、存在する。

## 参考資料2 関係法令

### 消費者安全法（平成21年法律第50号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～4（略）

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であって、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの（その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。）

二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であって、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

三（略）

6 この法律において「生命身体事故等」とは、前項第一号に掲げる事故及び同項第二号に掲げる事態をいう。

7 この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 第五項第一号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの

二 第五項第二号に掲げる事態のうち、前号に掲げる事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

8（略）

（消費者事故等の発生に関する情報の通知）

第十二条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性そ

その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。

3 前二項の規定は、その通知をすべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 次のイからニまでに掲げる者であって、それぞれイからニまでに定める者に対し、他の法律の規定により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告しなければならないこととされているもの

イ 行政機関の長 内閣総理大臣

ロ 都道府県知事 行政機関の長

ハ 市町村長 行政機関の長又は都道府県知事

ニ 国民生活センターの長 行政機関の長

二 前二項の規定により内閣総理大臣に対し消費者事故等の発生に係る通知をしなければならないこととされている他の者から当該消費者事故等の発生に関する情報を得た者（前号に該当する者を除く。）

三 前二号に掲げる者に準ずるものとして内閣府令で定める者（前二号に該当する者を除く。）

4 第一項又は第二項の場合において、行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長が、これらの規定による通知に代えて、全国消費生活情報ネットワークシステム（行政機関の長、地方公共団体の機関、国民生活センターその他内閣府令で定める者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、消費生活に関する情報を蓄積し、及び利用するために、内閣府令で定めるところにより国民生活センターが設置し、及び管理するものをいう。）への入力その他内閣総理大臣及び当該通知をしなければならないこととされている者が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知をしたものとみなす。

5 国及び国民生活センターは、地方公共団体に対し、第一項及び第二項の規定による通知の円滑かつ確実な実施に関し、助言その他の必要な援助を行うものとする。

（消費者事故等に関する情報の集約及び分析等）

第十三条 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項の規定による通知により得た情報その他消費者事故等に関する情報が消費者安全の確保を図るため有効

に活用されるよう、迅速かつ適確に、当該情報の集約及び分析を行い、その結果を取りまとめるものとする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により取りまとめた結果を、関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターに提供するとともに、消費者委員会に報告するものとする。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定により取りまとめた結果を公表しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、国会に対し、第一項の規定により取りまとめた結果を報告しなければならない。

(資料の提供要求等)

第十四条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの長その他の関係者(第三十五条及び第三十八条第二項において「関係行政機関の長等」という。)に対し、資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。

- 2 内閣総理大臣は、消費者事故等の発生又は消費者事故等による被害の拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、消費者事故等に関して必要な報告を求めることができる。

(調査委員会の設置)

第十五条 消費者庁に、消費者安全調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第十六条 調査委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 生命身体事故等(運輸安全委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)第二条第二項に規定する航空事故等、同条第四項に規定する鉄道事故等及び同条第六項に規定する船舶事故等を除く。第四号及び第三十三条を除き、以下同じ。)の原因及び生命身体事故等による被害の原因(以下「事故等原因」と総称する。)を究明するための調査(以下「事故等原因調査」という。)を行うこと。
- 二 生命身体事故等について、他の行政機関(運輸安全委員会を除く。)による調査若しくは検査又は法律(法律に基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定による地方公共団体の調査若しくは検査(法律の規

定によりこれらの調査又は検査の全部又は一部を行うこととされている他の者がある場合においては、その者が行う調査又は検査を含む。以下「他の行政機関等による調査等」という。)の結果について事故等原因を究明しているかどうかについての評価(以下単に「評価」という。)を行うこと。

三 事故等原因調査又は他の行政機関等による調査等の結果の評価(以下「事故等原因調査等」という。)の結果に基づき、生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣に対し勧告すること。

四 生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること。

五 前各号に掲げる事務を行うために必要な基礎的な調査及び研究を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、法律に基づき調査委員会に属させられた事務

#### (事故等原因調査)

第二十三条 調査委員会は、生命身体事故等が発生した場合において、生命身体被害の発生又は拡大の防止(生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止をいう。以下同じ。)を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であると認めるときは、事故等原因調査を行うものとする。ただし、当該生命身体事故等について、消費者安全の確保の見地から必要な事故等原因を究明することができると思料する他の行政機関等による調査等の結果を得た場合又は得ることが見込まれる場合においては、この限りでない。

2 調査委員会は、事故等原因調査を行うため必要な限度において、次に掲げる処分をすることができる。

一 事故等原因に関係があると認められる者(次号及び第三十条において「原因関係者」という。)、生命身体事故等に際し人命の救助に当たった者その他の生命身体事故等の関係者(以下「生命身体事故等関係者」という。)から報告を徴すること。

二 生命身体事故等の現場、原因関係者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入って、商品等、帳簿、書類その他の生命身体事故等に関係のある物件(以下「関係物件」という。)を検査し、又は生命身体事故等関係者

- に質問すること。
- 三 生命身体事故等関係者に出頭を求めて質問すること。
  - 四 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対しその提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。
  - 五 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対しその保全を命じ、又はその移動を禁止すること。
  - 六 生命身体事故等の現場に、公務により立ち入る者及び調査委員会が支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止すること。
- 3 調査委員会は、必要があると認めるときは、委員長、委員又は専門委員に前項各号に掲げる処分をさせることができる。
  - 4 前項の規定により第二項第二号に掲げる処分をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、生命身体事故等関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
  - 5 第二項又は第三項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(他の行政機関等による調査等の結果の評価等)

第二十四条 調査委員会は、生命身体事故等が発生した場合において、生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であると認める場合において、前条第一項ただし書に規定する他の行政機関等による調査等の結果を得たときは、その評価を行うものとする。

- 2 調査委員会は、前項の評価の結果、消費者安全の確保の見地から必要があると認めるときは、当該他の行政機関等による調査等に関する事務を所掌する行政機関の長に対し、当該生命身体事故等に係る事故等原因の究明に関し意見を述べることができる。
- 3 調査委員会は、第一項の評価の結果、更に調査委員会が消費者安全の確保の見地から当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明するために調査を行う必要があると認めるときは、事故等原因調査を行うものとする。
- 4 第一項の他の行政機関等による調査等に関する事務を所掌する行政機関の長は、当該他の行政機関等による調査等に関して調査委員会の意見を聴くことができる。

(内閣総理大臣に対する勧告)

第三十二条 調査委員会は、事故等原因調査等を完了した場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、内閣総理大臣に対し、生命身体

被害の発生又は拡大の防止のため講ずべき施策又は措置について勧告することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策又は措置について調査委員会に通報しなければならない。

(意見の陳述)

第三十三条 調査委員会は、消費者安全の確保の見地から必要があると認めるときは、生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

消費者安全法施行令(平成21年政令第220号)(抄)

(消費者の生命又は身体について被害が発生した事故が消費者事故等に該当することとなる被害の程度)

第一条 消費者安全法(以下「法」という。)第二条第五項第一号の政令で定める被害の程度は、次の各号のいずれかに該当する被害の程度とする。

- 一 死亡
- 二 負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が一日以上であるもの(当該治療のため通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度のものを除く。)
- 三 一酸化炭素その他の内閣府令で定める物質による中毒

(消費安全性を欠く商品等又は役務の使用等が行われた事態が消費者事故等に該当することとなる要件)

第二条 法第二条第五項第二号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 当該商品等又は当該役務が、法律(これに基づく命令を含む。以下同じ。)の規定に基づき事業者が商品等又は役務をこれに適合するものとしなければならないこととされている消費者の生命又は身体の安全の確保のための商品等又は役務に関する基準に適合していなかったこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、物品(飲食の用に供するものを除く。)、施設又は工作物に、破損、故障、汚染若しくは変質その他の劣化又は過熱、異常音その他の異常が生じていたこと。

三 第一号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、物品（飲食の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）が腐敗し、変敗し、不潔となり若しくは病原体により汚染されており、又は物品に有毒な若しくは有害な物質が含まれ若しくは付着し、異物が混入され若しくは添加され、若しくは異臭、その容器若しくは包装の破損その他の異常が生じていたこと。

四 前三号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、消費者に窒息その他その生命又は身体に対する著しい危険が生じたこと。

（消費者の生命又は身体について被害が発生した事故が重大事故等に該当することとなる要件）

第四条 法第二条第七項第一号の政令で定める要件は、消費者の生命又は身体について次の各号のいずれかに該当する程度の被害が発生したこととする。

一 死亡

二 負傷又は疾病であって、これらの治療に要する期間が三十日以上であるもの又はこれらが治ったとき（その症状が固定したときを含む。）において内閣府令で定める程度の身体の障害が存するもの

三 一酸化炭素その他の内閣府令で定める物質による中毒

#### 消費者安全法施行規則（平成21年内閣府令第48号）（抄）

（消費者事故等に該当することとなる中毒の原因となる物質）

第一条 消費者安全法施行令（以下「令」という。）第一条第三号の内閣府令で定める物質は、一酸化炭素とする。

（重大事故等に該当することとなる中毒の原因となる物質）

第六条 令第四条第三号の内閣府令で定める物質は、一酸化炭素とする。

（情報の通知）

第九条 法第十二条第一項の通知は、電話、ファクシミリ装置を用いて送信する方法その他消費者庁長官が適当と認める方法によって行うものとする。ただし、電話によって行った場合は、速やかにその内容を書面、ファクシミリ装置を用いて送信する方法その他消費者庁長官が適当と認める方法で提出し、又は第八項に規定する措置を講じなければならない。

2 法第十二条第一項の内閣府令で定める事項は、重大事故等が発生した日時

及び場所、当該重大事故等が発生した旨の情報を得た日時及び方法、当該重大事故等の態様、当該重大事故等の原因となった商品等又は役務を特定するために必要な事項並びに被害の状況（被害が生じた重大事故等の場合に限る。）とする。

- 3 法第十二条第二項の通知は、書面、ファクシミリ装置を用いて送信する方法その他消費者庁長官が適当と認める方法によって速やかに行うものとする。
- 4 法第十二条第二項の内閣府令で定める事項は、消費者事故等が発生した日時及び場所、当該消費者事故等が発生した旨の情報を得た日時及び方法、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等の原因となった商品等又は役務を特定するために必要な事項並びに被害の状況（被害が生じた消費者事故等の場合に限る。）その他当該消費者事故等に関する事項とする。
- 5 法第十二条第三項第三号の内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であって、それぞれ当該各号に定める者に対し、消費者庁長官が適当と認める方法により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告することとされているものとする。
  - 一 行政機関の長 内閣総理大臣
  - 二 都道府県知事 行政機関の長
  - 三 市町村長 行政機関の長又は都道府県知事
  - 四 国民生活センターの長 行政機関の長
- 6 法第十二条第四項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。
  - 一 独立行政法人製品評価技術基盤機構
  - 二 独立行政法人農林水産消費安全技術センター
  - 三 前二号に掲げる者のほか、法第十二条第四項に規定する全国消費生活情報ネットワークシステム（以下同じ。）に蓄積された消費生活に関する情報を適正に管理するために必要な体制を有するものとして消費者庁長官が指定するもの
- 7 法第十二条第四項の規定に基づき、国民生活センターの長は、全国消費生活情報ネットワークシステムの設置及び管理に関する規程を定め、これに基づき運用しなければならない。
- 8 法第十二条第二項の場合における同条第四項の内閣府令で定める措置は、同項に規定する全国消費生活情報ネットワークシステム又は事故情報データベース（消費者の生命又は身体に生ずる被害の発生又は拡大の防止を図るため、消費者庁、関係行政機関、関係地方公共団体、国民生活センター、消費者その他の関係者が、オンライン処理の方法により、消費生活において生じた事故等（消費者の生命又は身体に被害を生じさせる事故又は当該事故が発生するおそれのある事態に限る。）に関する情報を蓄積し、及び活用する

システムであって、消費者庁及び国民生活センターが共同して管理運営するものをいう。)への情報の入力とする。

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～4（略）

5 この法律において「製品事故」とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、次のいずれかに該当するものであつて、消費生活用製品の欠陥によつて生じたものでないことが明らかな事故以外のもの（他の法律の規定によつて危害の発生及び拡大を防止することができるものと認められる事故として政令で定めるものを除く。）をいう。

一 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故

二 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であつて、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの

6 この法律において「重大製品事故」とは、製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるものとして、当該危害の内容又は事故の態様に関し政令で定める要件に該当するものをいう。

（内閣総理大臣及び主務大臣の責務）

第三十三条 内閣総理大臣及び主務大臣は、重大製品事故に関する情報の収集に努めなければならない。

（内閣総理大臣への報告等）

第三十五条 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知つたときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告の期限及び様式は、内閣府令で定める。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告を受けたときは、直ちに、当該報告の内容について、主務大臣に通知するものとする。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大製品事故による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大が政令で定める他の法律の規定によつて防止されるべきものと認めるときは、直ちに、当該報告の内容について、当該政令で定める他の法律の規定に基づき危害の発生及び拡大を防止する事務を所掌する大臣に通知するものとする。

(内閣総理大臣による公表)

第三十六条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による報告を受けた場合その他重大製品事故が生じたことを知つた場合において、当該重大製品事故に係る消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、同条第四項の規定による通知をした場合を除き、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容その他当該消費生活用製品の使用に伴う危険の回避に資する事項を公表するものとする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議しなければならない。
- 3 内閣総理大臣及び主務大臣は、第一項の規定による公表につき、消費生活用製品の安全性に関する調査を行う必要があると認めるときは、共同して、これを行うものとする。
- 4 主務大臣は、第一項の規定による公表につき、必要があると認めるときは、機構に、消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査を行わせることができる。

消費生活用製品安全法施行令(昭和49年政令第48号)(抄)

(製品事故から除かれる事故)

第四条 法第二条第五項の政令で定める事故は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第四項に規定する器具、同条第五項に規定する容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちゃに起因する食品衛生上の危害が発生した事故とする。

(重大製品事故の要件)

第五条 法第二条第六項の政令で定める要件は、次のいずれかとする。

- 一 一般消費者の生命又は身体に対し、次のいずれかの危害が発生したこと。
  - イ 死亡
  - ロ 負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が三十日以上であるもの又はこれらが治つたとき(その症状が固定したときを含む。)において内閣府令で定める身体の障害が存するもの
  - ハ 一酸化炭素による中毒
- 二 火災が発生したこと。

個人情報保護に関する法律（昭和15年法律第57号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～8（略）

9 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

10 この法律において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合体であつて、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第三十六条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第五項各号に掲げる者を除く。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（昭和15年法律第58号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項及び行政機関非識別加工情報（行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の提供に関する事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

3～7 （略）

8 この法律において「非識別加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。第四十四条の十第一項において同じ。）

ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報  
を復元することができないようにしたものをいう。

一 第二項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一  
部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有  
しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第二項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符  
号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則  
性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この法律において「行政機関非識別加工情報」とは、次の各号のいずれに  
も該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合する  
ことができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの  
（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別する  
ことができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）  
の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第5条に規定する不開  
示情報（同条第一号に掲げる情報を除く。以下この項において同じ。）が含  
まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得  
られる非識別加工情報をいう。

一 第十一条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定に  
より同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされる  
ものでないこと。

二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長に対し、当該個人情  
報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書の同条の規  
定による開示の請求があったとしたならば、当該行政機関の長が次のい  
ずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示す  
る旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定により意見書の  
提出の機会を与えること。

三 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第四十四条の十第一  
項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工し  
て非識別加工情報を作成することができるものであること。

10 この法律において「行政機関非識別加工情報ファイル」とは、行政機関非  
識別加工情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。

一 特定の行政機関非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することがで  
きるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索

することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

- 11 この法律において「行政機関非識別加工情報取扱事業者」とは、行政機関非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
- 一 国の機関
  - 二 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
  - 三 地方公共団体
  - 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第181号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

第四十四条の十 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報をも復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

- 2 前項の規定は、行政機関から行政機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - 二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
  - 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3・4 (略)

第四十四条の十五 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第四十四条の十第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関非識別加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

一 (略)

二 前項の規定は、行政機関から行政機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第四十四条の十六 行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た行政機関非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第五十一条の三 行政機関の長は、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

## 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）（抄）

### （目的）

第一条 この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（以下「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他官民データ活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「官民データ」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十三条第二項において同じ。）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十六条第一項において同じ。）若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。

2～4 （略）

### （基本理念）

第三条 官民データ活用の推進は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）及びサイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）その他の関係法律による施策と相まって、個人及び法人の権利利益を保護しつつ情報の円滑な流通の確保を図ることを旨として、行われなければならない。

2～8 （略）

参考資料3 消費者安全専門調査会 審議経過

平成29年7月31日  
消費者委員会事務局

開催回	開催日時	議題
第27回	平成29年1月23日(月) 16:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者安全に関する懇談会における議論の整理</li> <li>・消費者庁における事故情報の活用等に関する取組</li> <li>・事故情報の分析の試行</li> </ul>
第28回	平成29年3月6日(月) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第27回消費者安全専門調査会の議論の整理</li> <li>・消費者事故情報の公開について</li> <li>・独立行政法人日本スポーツ振興センターの取組</li> </ul>
第29回	平成29年3月30日(木) 16:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第28回消費者安全専門調査会の議論の整理</li> <li>・テキストマイニングを活用した事故情報の分析等</li> </ul>
第30回	平成29年4月27日(木) 9:30~11:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第29回消費者安全専門調査会における議論の整理</li> <li>・海外機関における事故情報の収集と利用について</li> </ul>
第31回	平成29年6月12日(月) 14:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第30回消費者安全専門調査会における議論の整理</li> <li>・事故情報の分析の試行の結果について</li> <li>・暮らしの事故に関するアンケートの結果について</li> </ul>
第32回	平成29年6月22日(木) 14:00~15:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第31回消費者安全専門調査会における議論の整理</li> <li>・報告書骨子案</li> </ul>
第33回	平成29年7月31日(月) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第32回消費者安全専門調査会における議論の整理</li> <li>・報告書案</li> </ul>

#### 参考資料4 消費者安全専門調査会 専門委員名簿

(平成28年12月22日現在)

(座長) 山本 隆司 東京大学大学院法学政治学研究科教授

(座長代理) 藤田 和彦 富士通株式会社シニアディレクター

相澤 彰子 大学共同利用機関法人国立情報学研究所教授

市瀬 龍太郎 大学共同利用機関法人国立情報学研究所准教授

西田 佳史 国立研究開発法人産業技術総合研究所首席研究員

村田 磨理子 公益財団法人統計情報研究開発センター主任研究員